たまむら食品ロス削減協力店登録事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、玉村町（以下「町」という。）で発生する廃棄物中の食品ロスを削減するため、町内で食品ロス削減の取組を実践する事業者を、たまむら食品ロス削減協力店（以下「協力店」という。）として登録するとともに、町が協力店の取組を広く紹介することにより、食品ロス削減に向けた住民意識の啓発を図ることを目的とする。

（登録の対象となる店舗等）

第２条　協力店の登録対象となる事業者は、町内で営業する飲食店及び食品を

取扱う販売店等とする。

（登録事項及び申請）

第３条　協力店の登録を希望する事業者は、たまむら食品ロス削減協力店登録

申請書（様式第１号）により、町に申請するものとする

２　前項の規定により、協力店に登録しようとする事業者は、次の各号に示す取組項目のうち１つ以上実践し、食品ロスの削減に努めるものとする。

(1)　小盛メニューやハーフサイズメニューの導入など、食べきりサイズでの

 提供

(2)　食べ残した料理等の持ち帰り希望に対する対応

(3)　食べ残しを減らすための案内や呼びかけ（宴会時の３０・１０運動の推

奨、適量メニューの案内等）

(4)　ばら売り、量り売り等による食料品の販売

(5)　販売期限が近づいた商品から購入する「てまえどり」の推奨

(6)　店舗でのポスターやチラシ等の掲示及び自らが運用するＳＮＳ等によ

る取組の周知

(7)　食品廃棄物のリサイクル

(8)　フードバンク、子ども食堂等への寄付

(9)　食品ロス削減に協力した客等への特典等の提供

(10)　その他

（登録）

第４条　町は、前条で定める申請書を受理したときは、審査のうえ協力店名簿へ登録する。

（ぐんま食品ロス削減推進店との連携）

第５条　協力店に申請した事業者は、同時に群馬県が実施するぐんま食品ロス

削減推進店への申請を了承するものとする。尚、申請については、第３条に

より町が受付けた申請書の写しを、町から群馬県に送付することで代える。

（登録内容の変更）

第６条　協力店が登録内容を変更するときは、たまむら食品ロス削減協力店内容変更届（様式第２号）（以下「変更届」という。）により町に届け出るものとする。

（啓発資材の交付）

第７条　町は、第３条で登録した協力店に啓発資材を交付する。

（啓発活動）

第８条　登録を受けた協力店は、食品ロス削減に係る取組を積極的に実践するものとする。

２　協力店は、交付された啓発資材を店舗等に掲示するとともに、店舗の取組について積極的に周知を図るものとする。

３　協力店は、町が実施する取組に関する調査へ協力するものとする。

（協力店の紹介）

第９条　町は、登録した協力店が実施する取組内容等について、ホームページ等で紹介する。

（登録の中止）

第１０条　協力店は、取組の継続が困難になった場合や、廃業するなどの理由

により登録を中止しようとするときは、たまむら食品ロス削減協力店登録中

止届（様式第３号）（以下「中止届」という。）により、町に届け出るとともに

啓発資材の掲示を取りやめるものとする。

２　町は、前項の中止届を受理したときは、協力店名簿及び町ホームページ等

の掲載情報から削除する。同時に、群馬県に中止届の写しを送付する。

（登録の抹消）

第１１条　町は、協力店が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、

登録を抹消することができる。

(1)　第３条第２項の登録要件に満たないと認められるとき。

(2)　営業実態を確認できないとき。

(3)　信用を失墜する行為など協力店として適当でないと認められるとき。

２　登録を抹消された事業者は、速やかに啓発資材の掲示を取りやめるものと

する。

３　協力店の登録を抹消された事業者は、ぐんま食品ロス削減推進店の登録か

ら抹消されるものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は公布の日から施行する。